

【新型コロナウイルス感染防止対策基本方針（抜粋）】

10 開催可否検討のための基本的な考え方

三重県は、以下の状況が生じた場合、枠組み内の考え方に基づき、(公財)日本スポーツ協会、(公財)日本障がい者スポーツ協会、文部科学省の他の主催者と大会開催可否について協議します。

① 新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令又はまん延防止等重点措置が公示された場合

ア：全国が緊急事態措置区域となった場合

全都道府県が対象区域となる場合、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼす状況であることから、中止を視野に入れ、総合的に判断する。

イ：三重県以外の都道府県が緊急事態措置区域となった場合

首都圏、関西圏、生活文化圏を共有する愛知県、岐阜県などが対象区域になる場合、各地域の感染状況や感染拡大リスク等を踏まえ、中止も視野に入れ、総合的に判断する。

ウ：三重県が緊急事態措置区域もしくはまん延防止等重点措置区域となった場合

イベントの原則開催自粛や施設使用制限が求められるなど、大会開催に大きな影響が生じる場合は、中止を視野に入れ、総合的に判断する。

なお、一部の市町がまん延防止等重点措置地域となった場合は、影響を受ける実施競技数や競技運営に係る者への影響などもあわせて考慮する。

② 三重県独自の緊急事態宣言（緊急警戒宣言）等の発令またはイベント開催自粛要請がされた場合

イベントの原則開催自粛や施設使用制限が求められるなど、大会開催に大きな影響が生じる場合は、中止を視野に入れ、総合的に判断する。

③ 三重県内医療機関の新型コロナウイルス感染症受け入れが対応不可となる恐れがある場合

中止も視野に入れ、総合的に判断する。

④ 各都道府県選手団の参集が困難な場合（申込済み参加都道府県数の 1/4 以上）
※国体のみ。大会については（公財）日本障がい者スポーツ協会等と今後協議。

⑤ 予選会の開催及びその代替手段による選手選考が困難な場合（予選会の 2 / 3 程度に影響を生じた場合）

※国体のみ

⑥ 競技会に参加している者及び競技運営に係る者に新型コロナウイルス感染症感染者が発生し、競技運営に支障をきたす、またはその可能性が想定される場合

⑦ その他新型コロナウイルス感染症に起因する事象により大会の開催が困難と想定される場合